

町村週報

（町村の購読料は会費）
の中に含まれております

3153号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 武居丈二：定価1部40円・年間1,500円（税、送料含む） 振替口座00110-8-4767

<http://www.zck.or.jp>

浮島神社の湧水池（熊本県嘉島町）

もくじ

● 随 情 ● 政 策
想 報 フォーラム

デジタル庁が司令塔に「マイナンバー制度活用も」
Ⅱデジタル改革関連法案Ⅱ
消防団員の入団促進について 消防庁地域防災室
いま求められる新たなライフスタイル
豊かな自然の中で「働き」「学び」「楽しむ」まちⅡ大阪府岬町
新任都道府県町村会長の略歴
議員と首長
広島県安芸太田町長 橋本 博明
(12) (11) (8) (5) (2)

コラム

成年後見制度と町村長申立ての推進

東京大学名誉教授 大森 彌

地域社会には認知症や知的障害などで判断能力が十分でなく、医療・介護サービスの契約や預貯金などの財産管理に困難を抱えている人々がいます。特に身寄りのない独居の認知症高齢者をどう支えるかは切実な地域課題と言えます。

市町村の社会福祉協議会は日常生活自立支援事業を行っており、通帳などを預かり、日常的な金銭管理の代行や福祉サービスの利用援助をしています。ただし、この事業は、本人が、社協との契約内容を判断しうる能力を有していることが前提になっています。契約行為が困難な場合は、本人のために本人に代わって行動する人が必要になります。その要請にこたえるのが成年後見制度です。

成年後見制度は2000年に介護保険制度と同時に開始されました。家庭裁判所の裁判官が、本人、配偶者、4親等以内の親族、市町村長からの申立て（後見審判請求）を受け、本人の判断能力の程度に応じて、後見人、保佐人、補助人を決め、その後見人等が財産管理や身上保護の活動を行っています。

市町村では、地域包括支援センターが、高齢者の権利を守る事業として認知症などにより判断力が衰えた場合の心配ごとや悩みの相談に応じ、将来、認知症などにより判断力が衰えた場合に備えて、あらかじめ後見人を決

めておく任意後見制度の案内や成年後見制度の利用が必要な場合の申し立て支援を行っています。

国は、成年後見制度のより一層の普及をはかるため、平成28年4月に「成年後見制度利用促進法」を公布し、それに基づき「基本計画」（平成29年3月閣議決定）を策定し、「全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る」ことを施策目標として掲げています。現在は「専門家会議」を設置して、さらなる利用促進方策を検討しています。

令和2年の認知症の人の数（推計）は約600万人であるのに対し、後見審判申立ての総数は約3万6千件で、かなり少ないのです。このうち老人福祉法などの規定に基づく市町村長申立ては増加傾向にあるのですが、人口の小規模なところほどその実施率が低いのが現状です。特に人口1万未満の市町村（620）では申立て未実施が約7割となっています。未実施の町村では、まず、後見等を必要としている高齢者がどこにいるかを把握し、町村長申立てを行うための要綱の策定から始めてはどうでしょうか。判断力にリスクをかかえている住民にとって、なんといいながらも頼りになるのは最も身近な自治体ですから。

写真キャプション

イザナギの尊・イザナミの尊（熊野宮）の夫婦神を祀る「浮島熊野座神社」。湖面に浮かぶ竜宮城のような神社は町のシンボルとなっており、地元の人から親しみを込めて「浮島さん」と呼ばれている。平成の名水百選に選ばれた湧水池のパワースポット。縁結びや安産の御利益だけでなく、自転車や釣りのお守りなど独特のお守りもいただける。

デジタル庁が司令塔に —マイナンバー制度活用も— ＝デジタル改革関連法案＝

1 デジタル庁が総合調整

政府はデジタル庁の発足を柱とするデジタル改革関連6法案を閣議決定し、今通常国会に提出した。廃止するIT基本法に代わるデジタル社会形成基本法案で基本理念を示すほか、マイナンバーを活用し、緊急時の給付を迅速に行うために希望者の預貯金口座を登録したり、相続や災害の際に口座の所在を確認できるよう複数口座にひも付けたりできるようにする。このほか、マイナンバーカードの利便性向上や個人情報保護法の一本化に向けた関連法案を一括して改正。自治体の業務システムを、国が定めた基準に統一することで、行政運営の効率化も図る。

地方公共団体情報システム標準化法案を除く5法案は9日、衆院本会議で菅義偉首相が出席して趣旨説明と質疑が行われた。首相は「デジタル庁が司令塔となり、誰もがデジタル化の恩恵を最大限受けることができるよう、世界に遜色のないデジタル社会を実現したい」と法案の意義を強調。10日には衆院内閣委員会で趣旨説明が行われ、実質審議入りした。

法案が成立すれば、デジタル庁は9月1日に発足する。「デジタル相」が担当閣僚として統括するほか、事務方トップに「デジタル監」を置く。復興庁と同様に首相直轄組織とし、デジタル社会推進に向けた司令塔機能を担う。

マイナンバー制度の企画・立案機能はデジタル庁に集約する。現在在、関連業務ごとに複数の省庁の部局に担当が分かれている。例えば、マイ

ナンバーは内閣府番号制度担当室、マイナンバーカードは総務省住民制度課、マイナンバーを使った情報連携は同省個人情報番号企画室がそれぞれ担っているが、集約することで制度推進を強力に進める。自治体との連絡や調整は、引き続き総務省が行う。

新型コロナウイルスの感染拡大では、行政のデジタル化の遅れが浮き彫りとなった。1人10万円を配る特別定額給付金では、マイナンバーカードを活用したオンライン申請を実施。ところが、マイナンバーカードの暗証番号を忘れた人などが市区町村窓口に殺到し、一部自治体がオンライン申請を取りやめる事態となった。

2 個人情報の共通ルール策定

政府はマイナンバー制度をデジタル化の基盤と位置付ける。マイナンバーはすべての住民に付番され、引越や結婚などでも変わらないう。また、マイナンバーカードは、電子証明書を活用すれば厳格な本人確認が可能で、オンライン申請の重要なツールとなる。2022年度末までにほぼすべての住民に行き渡らせることを目指し、普及促進策を加速している。

複数の法律を一括して改正するデジタル社会形成整備法案には、個人情報の情報保護法改正案を盛り込む。現行の個人情報保護ルールは、自治体ごとに条例で定められており、定義や運用にばらつきがある。個人情報保護法も、国の行政機関と独立行政法人、民間事業者と対象ごとに三つに分かれていたため、国と民間、地方で一本化する。

地方の個人情報保護ルールは「2000個問題」とも呼ばれ、問題視されてきた。全国に約2000ある地方公共団体ごとに取り扱いが異なり、データ流通の障害となってきた。また、条例を制定していないなど、保護水準を満たさない団体もあった。

政 策

そこで、全国的な共通ルールを法律で規定する。個人情報定義などは国と民間、地方で統一する。

一方、自治体が必要最低限の独自の保護措置を設けることは妨げない。性的少数者（LGBTなど）を対象にしたパートナーシップ制度や生活保護制度など、国にはない仕組みを運用している場合などが対象で、条例を定めた際は国の個人情報保護委員会への届出を求める。

このほか、本人が特定できないようにした「匿名加工情報」を、民間企業の求めに応じて提供する制度を自治体にも導入し、ビッグデータの活用などにつなげる。ただ、小規模自治体への負担などを考慮し、経過措置を導入。当面は都道府県と政令市への適用にとどめ、他の自治体は任意とする。

施行期日は公布から2年以内。政府は、法施行までに自治体に必要な対応などをまとめたガイドラインを作成して支援する方針だ。

3 マイナンバーカードの利便性向上

デジタル社会形成整備法案では、マイナンバーカードの利便性向上にも取り組む。マイナンバーカードの2月末時点の交付率は26%（約3、

300万枚）にとどまっているため、取得促進につなげたいと考えた。

まずは、市区町村で行っているマイナンバーカード関連事務の一部を郵便局に委託し、電子証明書の発行や更新の手続きができる場所を増やす。郵便局に委託する場合は、あらかじめ日本郵便との協議や、地方議会での議決が必要。郵便局に専用端末を置き、市区町村と閉域網回線で結ぶ。必要な経費はマイナンバーカード事務費補助金の対象経費とする見通しだ。

法案が成立すれば、21年度以降、郵便局で電子証明書の発行や更新ができるようになる。また、電子証明書の暗証番号がロックされた場合の初期化や再設定も可能となり、市区町村のマイナンバーカード関連の窓口の混雑緩和につながる。

また、住民基本台帳法を改正し、転入・転出手続きのワンストップ化を進める。マイナンバーカードの個人向けサイト「マイナポータル」を通じてオンラインで転出届を出せば、手続きのために来庁するのは、転入時の1回で済ませることができる。

転出届の提出を受けた自治体は、氏名や生年月日、転出予定日、転出予定先住所など、転出証明書の情報を事前に転入先自治体に通知する。

これを基にあらかじめ住民登録に向けた準備を済ませておくことで、市区町村の事務を効率化する。住民にとっては、窓口での書類作成の手間が軽減されたり、手続きにかかる時間が短縮されたりする。

引越時に自治体に届け出る住所情報を活用し、銀行など金融機関への住所変更届も不要とする。本人同意の下、マイナンバーカード所有者の氏名、住所、生年月日、性別の基本4情報を、銀行や証券会社など署名検証者が地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に直接照会できる仕組みを構築する。公的個人認証法を改正し、22年度のサービス開始を目指す。

スマートフォンへのマイナンバーカードの機能搭載は、22年度中の実現を目指す。現在、マイナンバーカードを使ってオンライン手続きをする場合、毎回マイナンバーカードをスマホにかざす必要がある。そこで、新たに「移動端末設備用電子証明書」を発行できるよう公的個人認証法を改正。1度マイナンバーカードを読み取って電子証明書を発行すれば、スマホだけで手続きができるようになる。

マイナンバーカードの発行を担うJ-LISの体制も強化する。国と地方が共同で管理する新たな法人に

移行し、国の関与を強め、責任を明確化する。

具体的には、J-LISをマイナンバーカードの発行主体と位置付け、デジタル庁と総務省が共管する。大臣はマイナンバーカードや電子証明書に関する事務について、目標を設定したり計画を認可したりする。必要に応じてJ-LISに改善措置命令を行うほか、命令に違反した場合は理事長の解任を求めることができるようにする。

理事長の任免や予算の議決を行う代表者会議には、大臣が指名した職員をメンバーに加える。理事長らの任免は現行では届出制となっているが、大臣が認可するよう改める。市町村が行う電子証明書の発行事務は、自治事務から法定受託事務に変更する。

このほか、デジタル社会形成整備法案には行政手続きの押印や書面を廃止するため、関連する48法律の改正案も盛り込んだ。河野太郎規制改革担当相が行政のデジタル化に向けて原則廃止の方針を打ち出し、首相が各省庁に対して検討を求めている。

4 口座登録で給付迅速化

特別定額給付金をめぐる混乱を教

訓に、緊急時に迅速な給付ができるよう、マイナンバーと口座情報をあらかじめ登録できるようにする預貯金口座登録法案も提出する。

希望者がマイナポータルに口座情報を一つ登録。給付が必要になった際は、自治体の首长らが登録された情報の提供を求めることができる。対象となるのは、生活や経済に甚大な影響を及ぼす恐れのある災害や感染症が発生した場合のほか、経済の急激な変動による影響を緩和する場合となる見込みだ。

一方、預貯金口座管理法案では、災害や相続の際に口座の所在を円滑に確認できるようにする。希望者の複数の口座をマイナンバーとひも付けて管理。マイナポータルや金融機関の窓口を通じて申し込めば、災害で通帳を消失してしまったり、相続で所有する口座が分からなかったりする場合でも、口座情報を提供する。

5 業務システムを統一

自治体の業務システム統一をめぐっては、地方公共団体情報システム標準化法案を提出した。自治体は現在、それぞれ独自にシステムを構築、管理している。そのため、制度改正などに伴う改修や維持管理のた

めの負担が大きいほか、自治体間の情報共有の妨げとなっていた。

対象となるのは▽児童手当▽住民基本台帳▽選挙人名簿管理▽固定資産税▽個人住民税▽法人住民税▽軽自動車税▽就学▽国民健康保険▽国民年金▽障害者福祉▽後期高齢者医療▽介護保険▽生活保護▽健康管理▽児童扶養手当▽子ども・子育て支援の17業務を想定。政令で指定する。

政府は標準化推進のための基本方針を作成する。その際、知事会や市長会、町村会から意見聴取する手続きも明記した。業務システムごとに必要な機能などを示す基準は、それぞれ所管省庁が省令で定める。

基準の基となる「標準仕様書」が策定済みなのは住民基本台帳のみ。地方税や介護保険など第1グループは21年夏ごろ、児童扶養手当や選挙人名簿管理など第2グループは22年夏ごろまでに策定する予定だ。

自治体には25年度中に基準に適合したシステムの導入を義務付ける。努力義務として、今後国が整備予定の全国規模のクラウドサービスを活用することも求めた。

標準化法案は9日に審議入りした5法案とは別に、総務委員会で審議される見通しだ。

（時事通信社内政部 松野 万里子）

町村専用ページ「町村.com」をご覧ください

<http://www.zck.or.jp/choson/>

全国町村会では、全国の町村との連携を密にし、町村長と町村職員のみなさんの情報収集の利便性を向上させるため、町村専用ページ「町村.com」を開設しています。

「町村.com」では、全国町村会の活動状況や中央省庁などの政策情報を随時ご提供しているほか、全国の町村の先進的な取り組み事例をはじめ、各種統計資料など様々なデータも公表しています。

私どもは、「町村.com」が町村関係者にとって真に役立つホームページとなることを目指し、これからも充実をはかっていきたいと考えています。ご覧になったご感想・ご意見を、下記のメールアドレスにお寄せください。

kouhou@zck.or.jp



- ・「町村.com」は、町村関係者の方だけがご利用いただける専用ページです。ご覧になる際は、所定のパスワードが必要になります。
- ・ユーザー名とパスワードは、各町村にお知らせ済み(平成18年9月27日付)ですが、お問い合わせは、全国町村会広報部(kouhou@zck.or.jp)までお願いいたします。

政 策

消防団員の入団促進について

消防庁地域防災室

1 はじめに

消防団は、消防本部や消防署と同様に、消防組織法に基づき市町村に置かれる消防機関であり、消防団員は、本業を持ちながらも、地域の安心・安全の確保のために活動している非常勤特別職の地方公務員です。その活動内容は、火災出動や訓練のほか、地震や豪雨災害などの大規模災害が発生した際にも出動し、消火活動や災害防ぎよ、住民の避難誘導、救出・救助など多岐にわたり、地域の消防防災体制の中核的役割を担っています。

しかしながら、近年、消防団員数は著しい減少傾向にあり、令和2年4月1日時点で約81万8千人と、2年連続で1万人以上減少し、今後数年間で80万人を割り込むおそれもあり、憂慮すべき危機的状況となっています。（資料1）

2 消防団員の処遇改善や入団促進に向けて

一方で、近年、特に風水害を中心とする災害が多発化・激甚化する中、消防団に求められる役割は多様化・複雑化しており、消防団員個人の負担も増加しています。こうした消防

団員の労苦に報いるため、また、消防団員のモチベーション向上や家族の理解促進、ひいては消防団員の確保のため、昨年12月、武田良太総務大臣から都道府県知事及び市区町村長あてに書簡を发出し、消防団員に対する報酬や出動手当、特に地震・風水害などの災害に係る出動手当を引き上げ、消防団員一人ひとりの処遇がしっかりと改善されるよう要請しています。（資料2）

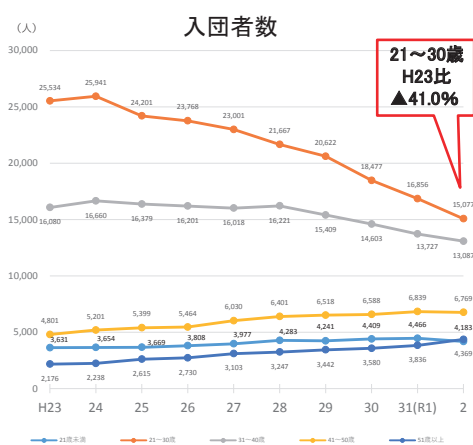
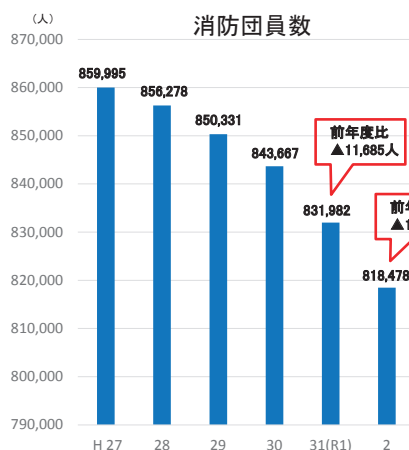
また、大臣書簡の发出と併せて、消防庁長官通知を发出し、地方交付税単価（年額報酬3万6千5百円、1回当たり出動手当7千円）を踏まえ、年額報酬や出動手当の引上げ、特に、地震・風水害などの災害

近年の消防団員数及び入団者数

資料1

○ 現在、消防団員数は818,478人（前年度比▲13,504人）で、2年連続1万人以上の減少という危機的な状況であり、今後数年間で80万人を割り込むおそれがある。

○ 年齢階層別に入団者数をみると、20歳代の入団者数は、平成23年から比較し、約4割減少している。



に係る出動手当の活動実態に見合った引上げを要請するとともに、その支給方法について、年額報酬や出動手当等は、その性格上本人に直接支給されるべきものであることを踏ま

え、適切に支給することなどを要請しています。

さらに、消防庁では、昨年12月に「消防団員の処遇等に関する検討会」を立ち上げ、消防団員の適切な処遇のあり方や消防団員の加入促進等について検討を行っているところです。

(1) 目的

近年、消防団員数は減少の一途をたどり、特にこの2年は毎年1万人以上減少する危機的状況にある一方で、災害の多発化・激甚化が進み、

3 「消防団員の処遇等に関する検討会」の概要

消防団員一人ひとりの役割が大変重要なものとなっています。こうした消防団員の労苦に報いるため、報酬・出動手当をはじめとした団員の適切な処遇のあり方等について検討を行い、ひいては消防団員を確保することを目的として、検討会を開催するものです。

(2) 検討事項

(1) 消防団員の報酬・出動手当をはじめとした適切な処遇のあり方

(2) 消防団員の加入促進 等

(3) 構成員（五十音順・敬称略）

○座長

室崎 益輝（兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科長）

○委員

秋本 敏文（公益財団法人日本消防協会 会長）

安達 由紀（鳥取市消防団女性分団 団員）

石橋 毅（公益財団法人千葉県消防協会 会長）

太田 長八（東伊豆町長）

荻澤 滋（消防庁国民保護・防災部長）

小出 譲治（市原市長）

重川 希志依（常葉大学大学院環境防災研究科教授）

花田 忠雄（神奈川県くらし安全防災局長）

山内 博貴（全国消防長会総務委員会委員長（京都市消防局長））

(4) 開催日程

第1回 令和2年12月24日

第2回 令和3年2月9日

第3回 令和3年3月12日

以降随時開催

総務大臣書簡（令和2年12月15日）

拝啓
貴職におかれましては、地域住民の安心・安全の確保のために日々ご尽力されていることに、心より敬意を表します。
さて、近年、地震、台風、集中豪雨、大規模な地震や首都直下地震など、さらに大規模な災害が発生する可能性も高いとされています。災害に際し、地域の安心・安全を守るためには、地域住民の最も身近な存在である消防団を中心として地域における防災力を充実強化することが極めて重要です。
しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中で、十分な活動ができなかったという事情はあるものの、令和二年四月一日時点の消防団員数は約八十一万八千人と、二年連続で一万人以上の減少となりました。今後数年間で八十万人を割り込むおそれもあり、消防団員の減少は憂慮すべき危機的状況となっています。

一方で、令和二年七月豪雨や令和元年東日本台風等の災害においては、消防団が救助・警戒・避難誘導などの様々な場面で活躍し、重要な役割を果たしました。こうした災害の多発化・激甚化と消防団員数の減少により一人ひとりの役割が大きくなっている現状に鑑みると、私は、その労苦に報いるため、消防団員の処遇改善が不可欠であると考えます。処遇の改善は、消防団員のモチベーションの向上や家族の理解につながり、ひいては消防団員の確保にも資することとなります。貴職におかれましては、消防団員に対する報酬や出動手当、特に地震・風水害などの災害に係る出動手当を引き上げ、消防団員一人ひとりの処遇がしっかりと改善されるようお願い申し上げます。

令和二年十二月十五日
総務大臣
武田 良一
都道府県知事
市区町村長 殿 殿

本検討会における主な論点

- 消防団員の報酬・出動手当をはじめとした適切な処遇のあり方
消防団員の労苦に報い、団員のモチベーション向上や将来の団員確保につながる処遇の改善が必要
① 出動手当
・ 消防団の活動実態を踏まえ、相応の額を支払うべきではないか（特に災害時の出勤時）。
・ 交付税単価ではなく、国が支払額の基準を示すことで、自治体も額を設定しやすくなるのではないかな。
・ 費用弁償であるという条例原則上の位置づけについても検討が必要ではないかな。
② 支給方法
・ 支給実態調査を踏まえ、年額報酬・出動手当の団員本人への支給を更に徹底すべきではないかな。
③ その他
・ 年額報酬についてもペースアップが必要ではないかな。
・ 消防団活動に必要な経費については、自治体が予算化するよう徹底すべきではないかな。
④ 広報の充実（周囲の理解、社会的評価の向上、社会全体で応援していこうという雰囲気づくり）
処遇を改善するだけでは社会の理解が得られないため、「1」とあわせて消防団やその活動について広報を充実させ、国民の理解を得ていく必要
・ 入りたいと思える魅力、入ってよかったと思えるやりがい等を積極的にアピールすべきではないかな。
・ 周囲から評価される機会を増やすべきではないかな。
・ 市町村外に通勤する人たちに対しては、地元消防団に加入することに対する通勤先の理解も得られるような仕組み作りが必要ではないかな。
⑤ 社会状況の変化にあわせた消防団改革
・ 消防団の活動内容を明文化し、不明瞭をなくしていかなければいけないのではないかな。
・ 訓練等についても、見直しを行っていくべきではないかな。
・ 消防団組織が地域の一番若い層のコミュニティとなることを再認識する必要があるのではないかな。
・ 無理をして団員数を確保するのではなく、少数精鋭の組織とするなど抜本的な検討も必要ではないかな。
⑥ 従前の取組の再周知・フォローアップ
・ 消防団協力事業所表示制度や学生消防団活動認証制度などの取組について、再周知を図るとともに、未導入の団体についてフォローアップしていく必要があるのではないかな。
・ 女性消防団用の詰所や、詰所へのWi-Fiの設置など、団員の活動環境の整備が必要ではないかな。

検討会前半（三月頃まで）

検討会後半（夏頃まで）

政 策

資料4



消防庁では、消防団への入団促進用ポスター・リーフレット・PR動画を作成し、全国に配付しています。今年度のポスター等には、消防団応援サポーターとして、タレントの稲村亜美さんを起用

告等を活用した広報活動の実施
消防庁では、消防団への入団促進用ポスター・リーフレット・動画、広

- (5) 検討会における主な論点
本検討会においては、主に次のような論点を検討する予定となっています。（資料3）
- 1 消防団員の報酬・出動手当をはじめとした適切な処遇のあり方
- 2 広報の充実（周囲の理解、社会的評価の向上、社会全体で応援しているという雰囲気づくり）

4 消防団員入団促進キャンペーン

- 3 社会状況の変化にあわせた消防団改革
 - 4 従前の取組の再周知・フォローアップ
- 消防庁では、1月から3月までの間を「消防団員入団促進キャンペーン」期間と位置付け、次の(1)から(4)に掲げる取組を行っています。4月以降もご活用いただけますので、各町村におかれましても、入団促進に積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

し、若者を中心とした入団促進を図っています。（資料4）

(2) 消防団充実強化取組事例の紹介
全国において消防団の充実強化を図るため、消防団の充実強化に向けた各地域の取組事例を収集し、消防庁ホームページにおいて情報提供を行っています。取組事例は随時募集していますので、紹介したい取組事例がありましたら積極的に当室までご連絡いただきますようお願いいたします。

(3) 「消防庁」女性活躍「goodbook」や「消防庁Twitter」による情報発信
「消防庁」女性活躍「goodbook」、「消防庁Twitter」を通じ、女性消防団員の活躍や消防団に関する情報を随時発信しています。

(4) 消防団PRムービーコンテストの実施
住民の方々に、消防団をより身近なものとして知っていただくため、毎年各都道府県及び市町村から作品を募集し、コンテストを実施しています。

なお、過去の入賞作品等は、消防庁ホームページ及び消防庁動画チャンネルに掲載しています。

5 おわりに

これからも、地域防災力の充実強化のため、地域の幅広い層から、一人でも多くの方々が消防団に入団されることを期待しています。消防庁においては、前述の検討会での議論も踏まえつつ、引き続き、入団促進に取り組んでまいります。

各町村におかれましても、総務大臣書簡（令和2年12月15日付け）及び「消防団員の確保等に向けた取組について（通知）」（令和2年12月15日付け消防地第399号）も適宜ご参照いただき、消防団員の処遇の改善や、消防団員の入団促進に係る積極的な取組をお願いいたします。

連絡先

消防庁国民保護・防災部防災課
地域防災室

03-5253-7561

現地レポート

町村独自のまちづくり

いま求められる新たなライフスタイル
豊かな自然の中で「働き」「学び」「楽しめる」まち

「日本の夕陽百選」に選ばれた長松海岸から望む夕陽
※大阪府に唯一残る自然海岸で、干潮時には10〜20mの岩礁や潮だまりが出現。淡路島から明石海峡大橋、神戸の街並みが一望でき、夕陽迫る海岸は夕陽のスポット。

岬町の概要

大阪府

みさき ちょう
岬町

大阪府の最南端に位置し、地形は東西10km、南北6km、面積49・18平方キロメートル。東南部は和泉山脈で和歌山県と接しており全体の約80%が山地です。また、西北部は大阪湾（ちぬの海）に臨んで淡路島と対峙し、府内でも珍しい自然海岸を形成しています。気候は四季を通じて温和で雨量の少ない瀬戸内気候区に属し、豊かな自然に恵まれた住みよいまちです。

岬町には鉄道駅が6つあり、大阪の中心地へは電車で約50分、隣の和歌山市へは約10分と、公共交通による都市間移動に優れています。また、海や山、小川などの自然環境にも恵まれ、文化的な都会の暮らしと、心がなごむ田舎の暮らしとともに楽しめる素敵なまちです。本町には、ゴルフ場、海釣り公園、海水浴場、自然海浜、ハイキングやサイクリングが楽しめるスポットなどがあり、憩いの場を求める家族、レ

クリエーションの場を求める仲間たちが、大阪府内外からこのまちを訪れています。さらにビーチバレー、サッカー、野球、ラグビーなどのスポーツのアスリートたちは、このまちでの競技を通じて世界へ飛躍しようとしています。岬町では、このような町の文化、歴史、資源等を活用したさまざまなまちづくり施策に取り組んでおります。

広域型サイクルツーリズムの取組

岬町はまち全体が大阪湾に突出しており、古くから淡路・四国へ渡る海上交通の要衝として栄えてきました。まちの中心部にある深日港から発着する航路は、開港から約50年もの間、人々の生活や産業・文化を支え続けてきました。道路交通網の整備と自家用車の普及、レジャーの多様化等により利用者が減少し、全て廃止されてしまいました。その後、まちの活気までもが失われてしまいました。



フォーラム

▶ 自転車を積載できるサイクルシップ「深日洲本ライナー」



海の玄関口として活況を呈していた頃の深日港を取り戻すためには、航路を復活させ、広域観光を推進し、新しい人の流れを構築することが重要で

▶ 航路を利用し、サイクリングを楽しむ利用者



た。また、この「深日洲本ライナー」にはスポーツタイプの自転車最大31台積載でき、サイクルシップとしての機能も備えております。深日洲本ライナーの運航により、サイクリストは、大阪や歌山のサイクルルートに加え、淡路島を1周する、いわゆる「アワイチ」も楽しんでいただくことができるようになりました。

みなとオアシスみさき

す。皆様におかれましても、「ご乗船いただき、本町のまちづくりにご協力いただければ幸いです。」

「みなとオアシスみさき」は、深日港から淡輪港までの港エリアの賑わいの再創出を目指し、平成27年10月に大阪府下では第1号の登録として誕生しました。岬町には、かつて四国や淡路島への玄関口として栄えた深日港と、ヨットハーバーを有し、海洋レジャーの拠点となっている淡輪港の2つの地方港湾があります。これらのみなと周辺にはふれあい漁港や、大阪府内に残る貴重な自然海浜、海水浴場など、さまざまな観光資源が集積しています。基本施設である深日港観光案内所は、町内で行われるイベントや観光情報の発信拠点であり、また、海辺のみなとオアシスみさき構成施設と連携して、住民参加型の地域振興の取組を行い、賑わいと交流によるさらなる活性化を図っています。

関西国際空港の整備に使用した施設を活かし、海釣り公園の運営へ

関西国際空港第2滑走路付近の埋め立て用の土砂を搬出するため、小島地区に整備された栈橋を「海釣り公園」として再利用し、平成19年10月10日に「とっととパーク小島」がオープンしました。この名前は、愛称を募集した際、応募者が子供の時に魚を『とっと』と

▶ とっととパーク小島で釣りを楽しむ来場者



呼んでいたことから、「とっととパーク小島」が選ばれ、多くの方に親しまれる名前となっています。この施設は、海釣り公園と道の駅が併設された全国的にも珍しいつくりで、一年を通して、ドライブの休憩場所や、トイレ休憩施設としても利用されています。この「とっととパーク小島」の栈橋は200m以上沖へ突き出しており、先端は水深25mと深く、マダイやハマチなど四季を通して、さまざまな魚が釣れ、ベテランからファミリーまで多くの方に愛されています。

※岬町内には、「とっととパーク小島」と「道の駅みさき夢灯台」の2つの道の駅があります。

「葛城修験」日本遺産の保存と活用

「葛城修験」一里人とともに守り伝える修験道は、じまりの地¹は、令和2年に日本遺産として認定されました。大阪と和歌山の府県境を東西に走る和泉山脈、大阪と奈良の府県境にそびえる金剛山地―総延長112km―に及ぶこの峰々一帯は「葛城」と呼ばれ、修験道の開祖であると言われている役行者が最初に修業を積んだのが葛城修験道です。

岬町には、孝子の高仙寺に修験道の開祖・役行者の母の墓があり、和歌山市加太の友ヶ島から始まる葛城二十八宿では、神福寺跡(岬町西畑)と慈眼院(岬町佐瀬川)などが岬町に現存しています。今後は、関係機関と連携し、貴重な文化歴史遺産の保存に努めるとともに、来訪者に葛城修験道の雰囲気を楽しんでいただけるよう、近畿

自然歩道のハイキングコースとして、トレッキングやハイキングを案内するなど、和歌山、奈良、大阪の広域で、持続可能な観光振興を図ってまいります。

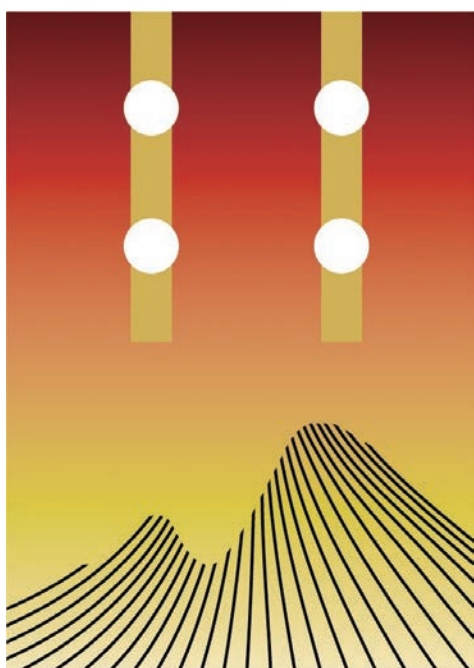
地域力を活かした子育て・教育の充実

本町では、児童数の減少が進む小学校区の「地域の力」を維持できるように、小学校の耐震化を済ませ空き教室に保育所を併設し、拠点施設としての機能を加えました。その結果、PTAだけでなく、地域の大人も小学校に集い、プリントテストの学習や、知的障がい児がウエイターをする福祉喫茶を開催するなど、地域の人々が地域の子どもを皆で育てるという、幅広い子育て支援につながっています。加えて、保育所児童と小学生の交流行事を通じて、お互いに良好な教育的効果も創出されています。現在では、大阪府立大

学と連携した取組の一環として、さまざまな国籍の留学生までもが、岬町の小学校に集い、日本の将来を担う人材育成に貢献いただいております。

全国に2つの「みさきちよう」
同士の連携

全国に「みさきちよう」という自治体は、大阪府泉南郡岬町と岡山県久米郡美咲町のみで、両町は頻繁な交流が可能な距離、対照的な立地条件・自然環境であることから、観光・体験学習、特産品の販売などさまざまな面で相互に補完が可能ということもあり、令和2年11月3日に友好交流都市協定書の調印式を行いました。調印式ではお互いの特産品(岬町・シラス、美咲町・



葛城修験
一里人とともに
守り伝える
修験道
はじまりの地



互いの特産品を使った給食メニュー「ダブルみさき丼」

車両共済(保険)のご案内

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「ご自身のおクルマの補償(車両保険)」を追加する制度です。お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済(保険)金をお支払いします。

●お見積りのご請求・お申込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください●

株式会社 千里(取扱代理店)

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内

●ホームページアドレス <http://www.chisato-ag.co.jp>

お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください

(受付時間：祝日、年末年始を除く月～金 午前9時30分～午後5時)

TEL 0120-731-087 FAX 03-3519-7325

- 「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と損害保険ジャパン株式会社とが集団協契約を締結し、実施しているものです。
- 集団協としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパンの定める条件を満たす場合のみとなります。

このご案内は概要を説明したものです。詳細については、取扱代理店(千里)までお問い合わせください。

〈車両保険引受保険会社〉損害保険ジャパン株式会社

[SJNK17-16682(2017.12.28作成)]

フォーラム

▶岡山・美咲町の物産センターで、道の駅みさきの取扱い商品を販売している様子



たまご」の交換も行いました。この特産品を利用し、友好交流都市との学校間交流学習として、お互いの特産物を知り、友好を深めるため、全国学校給食週間に合わせ、2つの特産品を使用した給食のメニューが登場しました。美咲町で有名なたまごかけご飯で使用している「たまご」と大阪湾で獲れた新鮮な「シラス」を使用したその名も「ダブルみさき丼」。両町内の全学校園で児童生徒は「ダブルみさき丼」を食べ、その後、リモートによる交流も行うことで、小規模学校に通う生徒たちにとっては、新たな刺激となり、教育的効果も創造できました。

さらに、両町の交流は民間同士の交流にも発展しつつあります。令和2年12月には、岬町の道の駅みさき夢灯台

の商品を岡山県美咲町の物産センターにおいてイベント販売しました。商品については、岡山県美咲町において供給が少ない海産物が選定されました。この取組は、両町の事業者・生産者の発展につながることに加えて、地元住民にとっても、両町の特産品を購入できるようになることで、生活の質（QOL）の向上にも寄与すると考えております。今後は、互いに常設販売コーナーを設けることも検討されており、民間交流の促進による持続的なまちの活性化に期待が膨らみます。

おわりに

岬町では、住民の皆さまや、産学官の関係機関の皆さまとともに、協働のまちづくりを推進しております。特に令和2年度には、本町が抱える課題解決、住民サービスの向上、地域活性化に、民間事業者等のノウハウ、アイデアを積極的に活用するため、(株)官民連携事業研究所と「公民連携促進に関する連携協定書」を締結しました。本誌をご覧いただいている皆さまにおかれましても、岬町に一度訪れていただき、本町のまちづくりに参画いただくと幸いです。

岬町長 田代 堯



▲岬町に関する動画



▲深日洲本ライナーの最新情報

新任都道府県町村会長の略歴

愛媛県町村会では令和3年2月16日の定期総会で次の通り会長を選出した。

（2月16日就任）

愛媛県町村会会長
伊予郡砥部町長

佐川 秀紀
昭和25年4月1日生



【住所】伊予郡砥部町万年610番地
【町村長としての当選回数】3回

【町村長に就任するまでの経歴】▽昭和43年4月1日～平成17年2月16日砥部町職員▽平成17年2月17日～平成21年2月16日砥部町収入役▽平成21年2月17日～平成24年9月30日砥部町副町長▽平成25年2月6日～砥部町長

【町村会関係の経歴】▽平成28年10月31日～平成29年6月5日愛媛県町村会副会長▽平成29年6月6日～令和元年6月5日愛媛県町村会副会長

和元年6月5日愛媛県町村会副会長（2期目）▽令和2年4月1日～令和3年2月16日愛媛県町村会理事

【主な業績】▽「文化とこころがふれあつまちづくり」の推進（過疎地域の活性化・農業振興の取組、中学生までの医療費無料化の実現）▽安心して楽しみながら子育てのできるまちを目指す（待機児童解消のための保育所の改築・子育て世代包括支援センターの開設など）▽関係団体と都内で町産品のアンテナショップの開催（地場産業である砥部焼ブランドを地域経済の活性化の中核に位置付け、愛媛県農業技術センターとの連携を強化）▽産業振興への取組（今年公開の映画「未来へのかたち」がオール砥部町ロケで撮影され、制作に全面協力）▽県内トップクラスの健全な財政を保ち、住民福祉の向上、観光・文化振興において強いリーダーシップを発揮し、円滑な町政運営に取り組む

【趣味】スポーツ全般、野球・スキー、綱引き・相撲など、運動するのも観戦も大好き

【家族】1男2女、孫5人 妻と2人暮らし

随

想

議員と首長



あ き お お た は し も と ひ ろ あ き
広島県安芸太田町長 橋 本 博 明

安芸太田町長に就任して10ヶ月が経ちました。10年前に衆議院議員を一期務めさせていただいたのち、ご縁があって広島県で最も人口が少なく、最も高齢化が進む本町に移り住んで4年。前町長の急な辞任を受け、想定外に早まった選挙を経て、町長として目の前にある課題に夢中で取り組みんできたこの期間は、あつという間に過ぎた印象です。

私は国会議員を経験し、またその

前には公務員として霞が関で働いていたことから、行政の仕事の進め方についても(地方行政とはいえ)それなりに予備知識は持っているつもりでした。

確かに仕事を進めるにあたつて過去の経験が役に立っていることは間違いないのですが、実は日を追うごとに、首長と議員の仕事の違いを強く感じていきます。

特に衆議院議員の場合、日々の活動の多くは選挙を意識したものとなります。中でも若手の国会議員に求められるのは次の選挙に勝ちあがることであり、そのためには東京で政策立案を行う暇があれば地元に戻ることが求められます。もちろん、地元の声を聴くことは重要な仕事ですし、党勢の拡大は自分が進めたいと考える政策の実現に直結することでもありますので、決して間違つた行動だとは思いませんが、結果的に活動時間のほとんどは(選挙運動的な)政治活動で占められることとなります。

他方、首長はというと、具体的な政策を立案し、実行することこそが求められる役割であり、町民村民の声を聞き取ることこそ重要な要素ではあります。それを踏まえて具体的に何を実行するかが問われます。

つまりは街頭で拡声器を持って喋ったり、支援者宅を訪問する活動

が影を潜め、屋内で担当部署と政策を議論したり、関係団体との意見調整を行う活動に取って代わったわけですね。

また、政策立案も、議員であれば自分が関心のある分野に専念することができ。もちろん世間的に大きな関心が持たれている課題については適宜勉強もしますが、そんな問題でも同僚議員の誰かが関心を持つて取り組んでいけば、その人物の判断(場合によっては所属する党の判断)を頼りに行動することができ。す。

首長はそういうわけにはいきません。自分の関心の有無にかかわらず、生活に関するあらゆる政策に取り組む必要があります。もちろん、首長の場合にはそれぞれの課題を担当する職員が業務の補完をしてくれるわけですが、最終的な判断はあくまでも首長個人の責任において行われます。

結局、議員は複数存在しますが、首長の場合、自分と同じ立場の人は世の中のどこにもいないというのが最大の違いなのでしょう。頭では理解していたつもりですが、実際にその立場に置かれて、月日が経てば経つほど、その意味を強く感じていきます。

そんな時、相談できる先輩首長の存在は大変大きなものがあります。

もちろん、自分と同じ状況に置かれている人物などいないのですが、同じ苦悩を理解してもらえ、という意味では、これほど有難い存在はいません。また、この町村週報の『随想』も、そうした先輩首長の考え方や姿勢、政治信条やお里自慢、時には政策判断における実際の苦悩なども垣間見える大変ありがたい存在です。

本寄稿が出るころにはどの町村も来年度の予算がまとまっているところだと思えます。私にとっては初めての予算編成ですが、この予算はコロナ禍による社会変革にいかに対応するのか、各町村長の諸先輩方がそれぞれ悪戦苦闘しながら、知恵を絞られた結晶のようなものだと思います。本町の最大の課題は過疎です。多くの諸先輩方が取り組みながらも、残念ながら歯止めをかけることができていません。私も、新人ではありますが、これまでの経験や人脈を使つて、これまでにない新しい取組にチャレンジできないか、10ヶ月間取り組みでまいりました。まだまだ先は見えていませんが、コロナ禍により日本社会全体が大きく変わろうとしている中、この変化を逆手にとつて過疎化に歯止めをかけられないか、先輩方の苦悩や工夫をしっかり学ばせていただきながら、全力で取り組む覚悟です。